

平成29年度答申第1号
平成29年4月14日

諮問番号 平成28年度諮問第4号（平成29年1月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において、審査請求人の主張に係る事実の有無を調査し、これを前提として原処分及びPに対する権利裁定の違法性又は不当性について更に検討を尽くす必要があり、現時点においては、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人、P及びQはいずれも、昭和20年6月30日に戦死した故Rと故S（平成25年9月12日死亡）の間に生まれた子であって、故Rに係る戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）に基づく特別弔慰金を受ける権利について同順位の権利を有する者である。

（戸籍一部事項証明書（審査請求人）、戸籍一部事項証明書（S）、除籍謄本、審査請求人の「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」）

- (2) 審査請求人は、平成27年12月1日、A知事（以下「処分庁」とい

う。) に対し、特別弔慰金支給法 4 条の規定に基づき、故 R に係る特別弔慰金の請求を行った。

(審査請求人の特別弔慰金請求書)

(3) 一方、審査請求人の姉である P は、審査請求人に先立って、平成 27 年 10 月 7 日、処分庁に対し、同様に特別弔慰金支給法 4 条の規定に基づき、故 R に係る特別弔慰金の請求を行った (以下、P の請求を「本件先行請求」、審査請求人の請求を「本件後行請求」という。)

(弁明書、P の特別弔慰金請求書)

(4) 処分庁は、平成 28 年 7 月 6 日付けで、P に対し、本件先行請求について、同人が特別弔慰金を受ける権利を有する者である旨の裁定をした。

(弁明書)

(5) その後、処分庁は、平成 28 年 9 月 5 日付けで、審査請求人に対し、「R 殿の死亡に関して、第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、あなたより先に、あなたと同順位者から請求がなされており、既に裁定済 (A 弔 J 裁定第 a 号) ですので、あなたの請求を却下します。」との理由を記載して、本件後行請求を却下する旨の処分 (以下「本件却下処分」という。) をした。

(却下通知書)

(6) 審査請求人は、平成 28 年 9 月 16 日付けの料金証票を貼った郵便で、審査庁に対し、本件審査請求書を提出し、審査庁は、同月 21 日、これを受け付けた。

(審査請求書、郵便による審査請求書の送付に用いた封筒)

(7) 審査庁は、平成 29 年 1 月 19 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問説明書)

2 本件審査請求の要旨

P は、かつて審査請求人所有の別棟で母と生活していたものであり、審査請求人の住居も承知していながら、審査請求人に事前連絡もなく、本件先行請求を行ったものである。審査請求人は、先祖又父等の 50 回忌供養、祥月命日の供養も行っているものであるから、故 R に係る特別弔慰金の請求については、P の本件先行請求ではなく、審査請求人の本件後行請求が認められるべきである。

よって、本件却下処分の取消しを求める。

第 2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人の本件後行請求及びPの本件先行請求の際にそれぞれ提出された戸籍抄本等によると、審査請求人及びPはいずれも、故Rと故Sの間に生まれた子であり、同順位の遺族であると認められる。

特別弔慰金支給法6条は、権利を有する者が複数あるときは、その1人がした請求は全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした権利の裁定は全員に対してしたものとみなす旨定めており、Pに対して行った権利の裁定は、審査請求人に対しても行ったとみなされるため、審査請求人からの請求を却下した原処分は適正である。

よって、本件審査請求には理由がなく、原処分を維持するのが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由が述べられた上で、本件却下処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであるとされている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるT（以下「審理員T」という。）、同室総括審理専門官であるU及び同室審理専門官であるV（以下「審理員V」という。）を指名し、うち審理員Tを審理員の事務を総括する者として指定し、平成28年10月4日付けでそれらの旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Vは、平成28年10月4日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年11月4日までに弁明書を提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、平成28年11月1日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

審理員Vは、同月8日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年12月8日までに提出するよう求めた。

エ 審査請求人は、平成28年11月21日付けで、審理員に対し、反論書及び添付資料を提出した。

審理員Vは、同月25日付けで、処分庁に対し、反論書及びその添付

資料の副本を送付した。

オ 審理員Vは、平成28年12月7日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月22日である旨を通知した。

カ 審理員Tは、平成28年12月21日付けで、審査庁に対し、「審理員T」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Vは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件後行請求受付（B町長）：平成27年12月1日

本件却下処分（処分庁）：平成28年9月5日

（本件後行請求から38週間）

審査請求書受付（審査庁）：同年9月21日（審査請求人から郵送）

審理員意見書提出：同年12月21日（審査請求から13週間）

諮問書提出：平成29年1月19日

（審査請求から18週間）

(2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 T」と記載されているところ、「諮問第4号事件に係る審理員意見書への審理員の記名について（回答）」によれば、同意見書は、審理手続終結時の審理員3名全員が関与して作成されたものであり、作成者としては事務の総括をする者である審理員Tの氏名のみを代表として記載したものであることが認められる。

審理員が複数選任されている場合、それぞれ役割を分担して審理手続の事務に当たることは否定されるべきものではないが、審理員はいずれも、公正に審理を行い、その結果が裁決に適正に反映されるように、審理の結果を審理員意見書にまとめる責務を負っているというべきであるから、審理員意見書は審理手続終結時の審理員全員によって共同して作成し、その趣旨を明確にするために、審理員意見書には作成に関与した審理員全員の氏名を記載するのが相当である。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 故Rに係る特別弔慰金については、第1の1（事案の経緯等）に記載のとおり、審査請求人が平成27年12月1日に本件後行請求を行ったことによ

り、同順位者である P の本件先行請求と審査請求人の本件後行請求の 2 つの請求が併存する状態にあったものであるところ、本件審査請求は、P の本件先行請求について権利裁定がされ、これを前提として審査請求人の本件後行請求について本件却下処分がされたことを不服として、審査請求人がその取消しを求めるものである。

- (2) 特別弔慰金支給法は、特別弔慰金の額を死亡した者 1 人につき 25 万円とし、5 年以内に償還すべき記名国債をもって交付する（5 条 1 項）とした上で、特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合については、事務処理を円滑に進めるために 6 条の規定を設け、「その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。」と定めている。

しかしながら、同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合において、その 1 人の請求に対して特別弔慰金を受ける権利を有する旨の裁定がされたときは、個人を氏名などで具体的に特定した上で権利裁定がされるのは当該請求の請求者のみに限られ（当該請求を行った者以外の者については、個々の具体的な氏名等は特定されず、単に「同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者」という立場によって権利の裁定が行われたものとみなされるにとどまる。）、また、特別弔慰金としての額面金額 25 万円の第十回特別弔慰金国庫債券の受取人となりその交付を受けることができるのも、原則として、当該請求に係る裁定において特別弔慰金を受ける権利を有する者として具体的個人を特定して権利裁定がされた者だけに限られている（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 41 号）3 条、7 条、8 条 1 項）。そのため、同一の戦没者に係る特別弔慰金について同順位の権利者から複数の請求が行われた場合、特別弔慰金支給法 6 条の規定の存在にかかわらず、いずれの権利者からの請求について権利裁定がされるかによって、どこまで個々人とのつながりが具体的な形で示されて権利裁定がされるか、誰が特別弔慰金としての記名国債の受取人となり得るかという点など、権利裁定を受けた者とその他の者との間で法律上の地位に明らかな差異が生じることは否定できない。

したがって、同一の戦没者に係る特別弔慰金について同順位の権利者からの複数の請求が併存し、そのうちのいずれか 1 つの請求について権利裁定

が行われたとしても、他の請求が請求の利益を欠くこととなって不適法になるものではないし、当該請求についてされた却下処分について請求者がその取消しを求める利益が否定されるものでもないというべきである（審査庁も、諮問説明書において「Pに対して行った権利の裁定は、審査請求人に対しても行ったとみなされる」と説明しているが、現に本件諮問に及んでいることからすれば、本件審査請求に不服申立ての利益が存在すること自体を否定する考えに立っていないことは明らかである。）。

- (3)ア 本件審査請求において、審査請求人は、Pの本件先行請求ではなく、審査請求人の本件後行請求について権利裁定が行われるべきであると主張しているものであるが、同一の戦没者に係る特別弔慰金について同順位の権利者から複数の請求が併存する場合にいずれの請求について権利裁定を行うかについて、法令上は明確な基準は設けられていない。

また、現在までに本件に現れた資料からは、Pの本件先行請求は、審査請求人の本件後行請求よりも先に行われたこと、他方、審査請求人の本件後行請求には、同順位者であるQの同意書が添付されていることの各点を除けば、各請求に有意な違いを見いだすことはできない。

- イ 審査請求人は、自らの請求について権利裁定を行うべき理由として、「審査請求人は、先祖又父等の50回忌供養、祥月命日の供養も行っている」旨主張するが、特別弔慰金支給法は、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位者である兄弟姉妹の間においては、戦没者についての祭祀等の宗教上の行事を誰が担っているかということによって区別を設けておらず、その他同法の目的や他の規定からも、上記主張の点によって権利裁定を行うべき者を選択する趣旨はうかがわれないから、この点に理由があるとは認められない。

しかし、審査請求人は、「Pは、かつて審査請求人所有の別棟で母と生活していたものであり、審査請求人の住居も承知していながら、審査請求人に事前連絡もなく、本件先行請求を行った」旨も主張し、平成28年1月21日付けで審理員に提出した反論書において、Pが本件先行請求の際に添付した審査請求人についての「請求同意書を提出することができない旨の申立書」（平成27年10月7日付け）に、同意書を提出できない理由として「連絡先不明」と記載されている点について、「Pは私と同敷地内別棟で平成10年1月から平成20年7月まで10年間生活した。これにて『連絡先不明』の申請は嘘である。Pの申請には正当性はない。」

旨述べ、審査請求人について「連絡先不明」とするPの「請求同意書を提出することができない旨の申立書」の記載が虚偽であるとする根拠を具体的に示し、これを裏付ける資料として、ゆうメール封筒、払込票兼受領証、納品書2通及び手紙封筒を提出している。

ウ そこで検討するに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。以下「特別弔慰金支給法施行規則」という。）1条5項は、特別弔慰金を請求しようとする場合において、特別弔慰金を受ける権利を有する同順位の者が数人あるときは、請求書に「遺族又は遺族の相続人として特別弔慰金を受けようとする他の同順位の者の同意書」（同項1号）又は「前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類」（同項2号）を添付することを義務付けているところ、これらの書類の添付が義務付けられた趣旨は、特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人いる場合に、特別弔慰金支給法6条の規定によって、特定の1人の請求に対して権利の裁定を行い、特別弔慰金の全額を支給したときには、その者が支給を受けた特別弔慰金を独占し、他の同順位者にこれを配分しないという事態も生じかねないところから、こうしたことによる紛争の発生を避けるため、できる限り、あらかじめ同順位者間で事前の協議がされ、協議の結果を踏まえてその代表者が請求することを期待することにあると解される。

また、この点については、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について（通知）」（平成27年4月1日社援発0401第2号各都道府県民生主管部（局）長宛て厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）においても、各処分機関に対して、「請求同意書の提出は、特別弔慰金の受給に関する遺族間の調整を図ることを目的としているので、遺族間で極力調整の上、同順位者本人の署名を得て提出するよう、請求者に対し十分な指導に努めること。なお、同順位の遺族が次のいずれかに該当することにより請求同意書に署名ができないときは、請求同意書に代えて『請求同意書を提出することができない旨の申立書』（様式第4号）を提出させるものとする。」等を内容とする、請求者に対する指導を行うべきことについての注意喚起がされている。

このように、特別弔慰金の支給をめぐる、同順位者間で紛争が発生することを避けるため、できる限り、あらかじめ同順位者間で事前の協議がされ、協議の結果を踏まえてその代表者が請求することを期待して、

特別弔慰金支給法施行規則において、請求書に「遺族又は遺族の相続人として特別弔慰金を受けようとする他の同順位の者の同意書」又は「前号の同意書が提出できない場合、その旨を記載した書類」を添付することを請求者に義務付け、運用上も、審査庁から特別弔慰金請求を取り扱う処分機関に対し、遺族間で極力調整の上、同順位者本人の署名を得て提出するよう、請求者に対し十分な指導に努めるように通知が発せられていることに鑑みれば、仮に審査請求人が主張するように、Pが、同順位者である審査請求人の連絡先を知らず、同人から同意を得ることを試みようともせず、審査請求人については「連絡先不明」と事実と異なる記載をした「請求同意書を提出することができない旨の申立書」を添付して早期に故Rに係る特別弔慰金の請求をしたものであるとすれば、この点を考慮せずに、Pの本件先行請求が審査請求人の本件後行請求よりも先に行われたということだけを考慮して本件先行請求について権利裁定を行い、Pが特別弔慰金としての額面金額25万円の第十回特別弔慰金国庫債券の受取人となる地位を認めることには、少なくとも公平性の観点から疑問があり、不当であるといわざるを得ない。

エ 本件却下処分は、本件先行請求が適法にされたことを前提としてされた判断であるところ、本件審査請求においては、審査請求人が主張する上記の点についての事実関係を確定し、その上で、2つの同順位者からの請求のうち本件先行請求について権利裁定を行うという判断をすることが違法又は不当なものでないかを検討して、本件却下処分の違法性又は不当性の有無を判断する必要があるというべきである。

ところが、本件審査請求における審理員の審理においては、審査請求人の前記主張があるにもかかわらず、この点について調査検討された形跡はなく、審理員意見書においても、審査請求人の主張に具体的な検討判断を示さないまま、「Pに対して、平成28年7月6日付けで特別弔慰金を受ける権利の裁定が適法になされた」との事実を所与の前提として、特別弔慰金支給法6条の規定を挙げて、故Rに係る特別弔慰金を受ける権利の裁定を重複して行うことはできないとして、本件却下処分には違法又は不当な点はないから本件審査請求を棄却すべきであるとの結論を導いているものであり、結局、審査請求人が本件審査請求で主張している不服の理由についての実質的な審理は全く行われていないといわざるを得ない。

そして、現在までに現れた資料からだけでは、Pが、審査請求人の住居を知らず、審査請求人に連絡もせず、事実と異なる申立書を添付して本件先行請求を行ったか否かの事実関係を確定することは困難である。

また、当事者が主張する事実のほか、故Rに係る特別弔慰金についての2つの請求のうちいずれについて権利裁定をすべきかを判断するに当たって他に考慮すべき要素がないかについても、更に検討するのが相当である。

(4) 以上のとおりであるから、当審査会としては、本件審査請求について、現段階における資料からは、諮問時に審査庁が示した理由によって本件審査請求を棄却すべきと判断することが妥当とは認められず、本件審査請求においては審査請求人の主張する不服の理由について審理員による実質的な審理が全く行われていないという事情に照らせば、審査庁において、本件審査請求人が主張する前記主張に係る事実を調査して事実関係を確定し、併せて他に考慮すべき要素がないかも検討した上で、故Rに係る特別弔慰金についての2つの同順位者からの請求のうち本件先行請求について権利裁定を行うことが違法又は不当なものでないかについて判断することが相当であると思料する。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ